

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和4年3月4日

2. 回答を行った年月日
令和4年3月31日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、日本国内に在住する外国籍求職者と求人企業をそれぞれ有料職業紹介事業の許可等、必要な許認可の下に事業を行う照会者の運営するサービスに登録させ、求人をおっせんすることを検討している。

具体的には、登録誘導者と呼ばれる個人をして、外国籍求職者に当該サービスを紹介し、利用登録をするよう勧奨させた上で、当該サービスに利用登録を行った外国籍求職者に対して、認定エージェントと呼ばれる職業紹介事業者と連携して職業紹介を行うこととされている。また、外国籍求職者と求人企業の間雇用関係が生じた場合、照会者は外国人求職者の事前同意に基づき、登録誘導者に対し企業名を伏せて雇用契約が成立した旨を伝達するとともに、登録報酬を支払うこととされている。

なお、登録誘導者は、当該サービスに関連して、求人企業と接触することはなく、登録報酬を受け取る以外においては当該サービスに関与しないものとされている。また、外国籍求職者に対する支配関係に基づいて求人企業に供給することや、認定エージェントと接触して一体となって職業紹介を行うこともないものとされている。

4. 確認の求めの内容

「3. 新事業に係る事業の概要」に記載のサービスの実施に当たり、当該サービスにおける登録誘導者の行為が職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第1項に規定する「職業紹介」又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第6条に規定する「他人の就業に介入」することに該当しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をおっせんすること」をいう。

確認の求めのあった「新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書」（以下「照会書」という。）の記載によると、照会者の運営するサービスにおいて、登録誘導者は、当該サービスへの登録勧奨を行い、登録報酬を受け取る一方で、当該サービスに関し、求人企業及び認定エージェントには情報提供を含め接触しないものとされている。また、外国籍求職者が当該サービスに登録したことに基づく報酬が発生する委託関係のほかには、当該サービスに関与しないこととされている。

このため、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、登録誘導者は、求人者と外国籍求職者との間における雇用関係の成立をおっせんしておらず、当該サービスにおける登録誘導者の行為は、「職業紹介」に該当しないと解釈される。

(2) 労働基準法第6条にいう「他人の就業に介入」とは、労働関係の当事者間、即ち、使用者と労働者の中間に、第三者が介在して、その労働関係の開始存続について、媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何等かの因果関係を有する関与をなしていることをいう。

照会書3(2)によれば、照会者の運営するサービスに関連して、登録誘導者は、自身が登録誘導行為を行った外国籍求職者と求人企業との間に雇用関係が成立した場合、照会者から登録報酬が支払われるものであるが、登録誘導者は外国籍求職者に対して当該サービスを紹介し、登録することを勧奨するのみであり、実際に外国籍求職者が当該サービスに登録した後の、当該外国籍求職者の求職活動や雇用関係成立後の労働条件の決定等に何ら関与するものではなく、求人企業及び認定エージェントに対して情報提供を含む接触を行わないこと、認定エージェントと一体となって職業紹介を行うことはないこととされている。

したがって、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、当該サービスに関する登録誘導者の行為は、「労働関係の当事者間、即ち、使用者と労働者の中間に、第三者が介在して、その労働関係の開始存続について、媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何等かの因果関係を有する関与をなしている」とは認められないため、労働基準法第6条にいう「他人の就業に介入」するものではなく、外国籍求職者と求人企業との間に雇用関係が成立した場合に登録誘導者が登録報酬の支払いを受けることは、中間搾取には当たらないと考えられる。